

由利本荘市地域ミニデイサービス活動支援補助金等交付要綱

平成19年3月30日
平成22年4月1日
平成27年3月18日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和5年3月31日
改正 令和6年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、家に閉じこもりがちな高齢者及び要支援若しくは要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消及び快適な自立生活の推進を図るため、町内会が実施する地域ミニデイサービス事業に要する費用の基本的な支援事項を定め、町内会が行う自主的活動を促進し、地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「町内会」とは、市内の町、集落又は一定区域ごとに結成された町内会、自治会又はこれに類する団体若しくはその連合組織をいう。

(地域ミニデイサービス活動支援補助金)

第3条 市長は、第1条の目的達成のため、既存の集会施設、地域住民等を活用した地域版ミニデイサービス活動を提供する費用を支援するため、地域ミニデイサービス活動支援補助金（以下「補助金」という。）を町内会に交付するものとする。

(交付基準等)

第4条 補助金の交付基準等対象となる経費は次のとおりとする

1、予算の範囲内で次の経費を交付対象とすることができる。ただし、1町内会当たりの交付上限額は400,000円とする。この場合、算出した額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

①地域協力員に対する謝礼。ただし、年間総額の3分の2とする。

②報償費（上限額 20,000円）

③消耗品費（上限額 30,000円）

2、初年度に限り予算の範囲内で次の経費を環境整備の交付対象とすることができる。ただし、1町内会当たりの交付上限額は100,000円とする。この場合、算出した額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

①備品購入費

②修繕費

(補助金の申請等の手続き)

第5条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続きについては、条例(平成17年由利本荘市条例第53号)の定めるところによる。

(交付請求)

第6条 補助金の決定を受けた町内会は、交付決定額の2分の1又は5分の4の交付金の概算払いの請求を行うことができる。その際、残額は実績に基づき精算払いとする。

(実施期間)

第7条 補助金事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、由利本荘市地域支援事業実施要綱（平成18年由利本荘市告示第29号）の規定になされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。